

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

大阪国税局長 榎本直樹



令和元年7月9日にされた行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	司法修習生に対する修習給付金の税務上の取扱いについて、次の項目を検討した文書 ① 雜所得となる場合、必要経費として認められる費用の有無 ② 学資金として非課税所得に該当する給付金の有無
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は、保有していないため、不開示とします。
担当課	大阪国税局 総務課 情報公開窓口 電話 06-6941-5331 (内線2860)

### [教示]

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。